

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年2月5日（月）9:59～10:37
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 岸 博幸 | 慶應義塾大学院大学メディアデザイン研究科教授 |

<関係省庁>

- | | |
|--------|--------------------------|
| 野崎 雅稔 | 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長 |
| 杉野 勲 | 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課長 |
| 近藤 玲子 | 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課長 |
| 竹下 文人 | 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課周波数調整官 |
| 新蔵 健一郎 | 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課検定試験官 |
| 中山 康一郎 | 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課周波数調整官 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 河村 正人 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 小谷 敦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 久保 賢太郎 | 内閣府政策参与 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 サンドボックスについて（電波法）
- 3 閉会

○小谷参事官 おはようございます。ワーキンググループのヒアリングを行いたいと思います。

今日はサンドボックス（電波法）の関係です。総務省にお越しいただいております。

それでは、八田座長よろしくお願ひします。

○八田座長 早朝からお越しくございまして、どうもありがとうございます。

それでは、こちらがお示しいたしました考えに対するお考えというか、御説明をお願い

したいと思います。

○野崎課長 それでは、1枚物をお配りさせていただいておりますが、これに基づいて、全体の概要について御報告します。

最初から御説明します。最初に、今回の大きなポイントですけれども、国家戦略特別区域において、革新的な無線技術の有効性の実証を行う事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定により、当該事業の実施主体が、実験等無線局の免許を受けたものとみなすというのが最大のポイントになります。したがって、普通、総務省が電波法7条で免許付与の際に色々審査をしておりますが、そういうものがなく、みなしで免許が付与されるというところがございます。ここが大きなポイントになります。通常の技術審査みたいなものは、行わない。

「(2) 区域計画に記載する実証事業に係る事項について」でございます。区域計画には、当該実証事業を実施する区域、無線設備の設置場所、運用期間、周波数、無線局の運用・管理体制等を記載することとする。設置場所とか運用期間とか周波数を区域計画に入れていただいて、広く周知することで、そういう実験が行われているということ、地域の関係者の人にも知っていただくことで、そういう実験が行われているのを知らなかったというような突然の混信発生による事故を防ぐために、こういう中核的な事項については、区域計画に入れていくものです。

最後の無線局の運用・管理体制ですが、「(6) 無線従事者の配置の緩和について」にかかってきます。運用・管理体制がしっかりとれているかということで、後ほどの(6)の緩和に繋がってくるので、それも区域計画に書いていただくというように考えております。

「(3) 実証事業の適正な実施の確保について」でございます。先ほど、今回の最大のポイントが(1)のみなし免許というところで、そのため、通例は、例えば、事前に予備免許を出して検査する。適正な電波が出ているかどうかとか、申請どおりの周波数とか電力で出ているかどうかという検査を行います。

技術基準適合証明というものがあまして、これは技術基準に適合しているかどうかを第三者機関にチェックしてもらう仕組みなのですが、技術基準適合証明があれば、事前検査みたいなものを省略するという仕組みになっています。

今回は、技術基準適合証明も求めませんということですので、しかも後ほど、3章の技術基準も適用しないことになります。したがって、我々が見たこともないような無線設備がどんどん申請で出てきます。基本的には書面でしかチェックできない。技術適合証明をかけるのであれば、実際に合っている周波数が出ているとか、その出力が合っているとかチェックできるのですが、今回の場合、技適も課さずにみなし免許を与えるというところが最大のポイントですので、最近、海外でも問題になっていますが、フェイクデータ対策が非常に重要になると思っております。実際に申請している出力や周波数と違う出力とか違う周波数で出してしまう問題です。フェイクデータ問題については、世界中の電波行

政機関でかなり問題になっているのですが、技適の場合は、嘘データの場合は罰則がかかっているのですが、今回、技適を使わないということで、全部事後対策に回すということになります。

したがって、例えば、航空関係の混信では、総務省にすぐクレームが来ますので、事後対策では非常に遅い場合もございます。まずはフェース・ツー・フェースで地域の関係機関がしっかり顔を合わせて、何か起きた場合の連携を相談しておくというのがもっとも重要でして、何か起きた場合に円滑に対応するための連携方策について関係機関で協議をいただくということが（３）でございます。

特区法でも、道路運送法で同様の関係機関の協議というのがありますので、それと同じような規定でございます。

総務大臣は、当該目的のために実施主体に対し必要な情報の提供を求めることができます。具体的にどういうデータかといいますと、例えば、どちらに向けて電波を出すか、これは反対側に向けて出しますと反対側の自治体にある病院とか工場とかに混信が出る可能性がありますので、また、どういう高さから電波を出すか、これは高さによって広がる範囲が全く変わってきますので、総務省のほうから実施主体に対しまして、このような必要情報をいただいて混信検討を行うというものが（３）の後段でございます。

「（４）区域計画に定められた事項に関する情報の取扱いについて」ということで、免許のみなし後、事後チェックに必要となる無線設備の技術情報に関して、総務大臣に提出していただく。これはあくまでも事後でございます。総務省の方で、無線局のデータベースに入れておくことによって、例えば、違う周波数で電波を出しているとか、違う方向に向けて出しているとか、そういうときに、総務省の方の監視施設で、24時間365日、連絡体制を作っておりますので、そちらでチェックすることが可能です。

また、国家戦略特別区域会議は、混信発生等の緊急事態に備えて、実施主体とか緊急の連絡先等について公表いただくことが必要かと思っております。

「（５）電波法第３章の適用除外について」ということで、一般にかけている技術基準については全部、適用除外にします。どういう無線設備が出てくるかは想定できないぐらい間口が広い制度になります。例えば人体の安全基準とか、そういう国際準拠の規定については残して、それ以外の一般の技術基準は全部、適用除外にしております。

「（６）無線従事者の配置の緩和について」でございます。ここは以前、この場でも御指摘いただきまして、スイッチのオンとかオフとか、そういう操作については従事者の配置を緩和すべきではないかという御指摘をいただきました。今、検討しておりまして、ここでいう電波の質に影響を及ぼさないというのは、電波の質というのは占有する周波数の幅、要するにどれぐらいの幅で周波数を出すか、あと、スプリアスというものがありまして、自分が使う周波数よりも離れたところに妨害電波が出るのですが、それに影響がないものです。

占有する周波数の幅を変えてしまいますと、隣の周波数にはみ出てしまう問題があり、

普通、周波数の幅とかスプリアスを変えるような実験は行われません。

外部の転換装置の技術操作というのは、外部のつまみとかレバーとかそういうもので電源のオンオフの切替えとか、送受信の切替えとか、通常の実験で行われるさまざまな操作は全て包含されます。そういうものが対象になるのですが、総務省令で定めるものというところについては、先ほどの（２）の無線局の運用・管理体制と関わってくるのですけれども、従事者の配置を緩和するために、例えば、混信発生時の連絡体制等の無線局の管理・運用体制がきちんととられているかを区域計画でチェックいたしまして、周波数帯ごとに使用可能な最大電力を定めることができないかを考えています。

というのは、周波数によって、同じ電力でも飛ぶ距離が全く変わります。例えば、同じ数ワットでも、隣の自治体まで飛んでいくものもあれば、高い周波数帯だと本当にそのエリアだけとか、周波数帯によって飛ぶ距離が全然違うので、周波数帯によって従事者なしの場合の最大電力を決めざるを得ないと考えています。

（７）については、この実証事業が特定事業でなくなったような変更、あるいは区域計画の認定が取り消された場合は、当該無線局の免許は取り消されたものとみなすものです。

「（８）監視・評価委員会について」は、警察庁とか国交省の関係と同じ規定でございます。

「（９）附則について」は、当該実証事業の結果を踏まえ、実証事業の成果の活用に向けて、速やかに必要な措置を講ずるように努めるというものでございます。

これ以外に、特区の方で受け付けるという規定がありましたが、そこについては両案あると思います。２ルートで受付体制を設けるのか、あるいは特区のほうで24時間365日、連絡が取れる体制を作るのはとても難しいとか、苦情の申立てがあっても、本当にそこが混信源かどうかは、監視設備を複数台使って調べる必要があるのですが、総務省の場合、移動監視車も有していますし、警察と連携して実行犯で、すぐ止めるように対処することもできますので、総務省の事後スキームを使うということも考えられます。

御説明は以上でございます。

○八田座長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、委員の方、御意見をお願いします。

○原座長代理 大変ありがとうございました。

今回のこの議論ですけれども、御存じのとおりのことを一応繰り返しますと、国家戦略特区で、これまで従来も即日免許という仕組みはありました。ただ、これまでの特区での実証事業をされている方々、ロボットやドローン、それから特区以外でそういった仕組みを使っている方々からも、実態としてどうしてもそこに半年とか1年とか時間がかかってしまって、即日免許とは言いながら、事前調整に時間がかかっている。そこがネックになって、実証実験を諦めざるを得ないようなケースも出てきていますといった指摘はございました。

そこで、私たちから、サンドボックスの仕組みを使って、事前の調整プロセスを短縮、

円滑化する制度を作れないかという御提案を申し上げました。

問題意識を総務省でも共有いただいて、御検討いただいてきたわけですし、今日も前向きな検討の中間的なところをお話しいただいたと思っております、大変ありがたいと思っております。

引き続き、この制度が本当に実効的な制度になるように、形は作ったけれども実態はほとんど変わりませんでした、やはり事前調整とか色々なところで時間がかかってしまっていますということになってしまうと全く意味がないので、そういったことにならないように、引き続きしっかり協議をさせていただきたいと思っております。

今、私が伺った中で言いますと、最大のポイントが（３）の事前の協議のプロセスのところなのだろうと思っております。従来は、事前の実質的な調整に半年から１年かかっていたのが、今回の仕組みによって、どれぐらい短縮、円滑化できるのかが最大のポイントなのだろうと思います。

そのときに、関係機関との協議が実態的にどういったものになるのか。これは法文上の話なのか、あるいは運用上の話なのかというのもあるかと思っておりますけれども、いずれにしても、そこは実態論としては大変重要なところだろうと思っております。

従来は国家戦略特区の枠組みの中では、内閣府が主催する調整会議があったと思っておりますが、それでの協議ということではよろしいのかどうかポイントなのかなと思っております。

それ以外の点も含めて、久保参与と事務局で、今日検討しておいたほうがよい点がございましたら、教えていただけますか。

○久保参与 今、御指摘がありました関係機関による協議、（３）のところなのですけれども、従来は制度においては、通達のほうで規定されて、運用されていたという理解なのですけれども、条文案についてというペーパーで（３）が入っているということは、法律事項として措置する予定ということですか。

○野崎課長 従来は、総務省が審査を行って、混信がないかどうかをチェックして、その可能性がある場合は、免許に条件を付けていたのです。免許に条件というのは、要するにほかの実用局に有害な混信を生じさせない前提で運用してくださいという条件を免許に付けることもできたのですが、今回の場合は総理大臣認定、即、免許のみなしということなので、総務省としても、そういう条件も付けられませんし、事前の技術審査もこれまでのようにできない。あと、技術基準適合証明という実際の申請データどおりの設備になっているかどうかはチェックできませんので、ここは重い協議というよりは、道路運送法であるような、要するに関係機関が集まって、顔合わせをして、こういう実験が行われているのだということを知っておいてもらうためのものです。全く違う周波数とか全く違う電力で出し始めたときに、誰が何を出しているか分からないということを防ぐために、自治体とか地方の総合通信局とか実験実施者が集まって、緊急の場合の連絡体制などを確認していただくということです。そこは免許のみなしという、審査も行わないし、技術基準も適用しないし、技術基準適合証明も適用しないので、最低限そういう関係者で連絡体制

の確認はしておいて欲しいというものでございます。

○原座長代理　そこがあまりよく分からなくて、元々予定したものと違う周波数を出すとか、監視の体制、あるいは問題が起きたときの連絡の体制はきちんと作ったらいいと思うのですけれども、（３）で言われている関係機関の協議というのは、区域計画を認定する前の段階での協議ということなのかなと思ったのですが、そういうところに結び付いていないと思うのです。

そういった監視体制、事後連絡体制はきちんと作られたらいいと思うのですが、それはそれで規定されたらよろしいのではないのでしょうか。

○野崎課長　電波の場合、例えば、航空では、航空機と地面との高さを測るレーダーが混信で使えなくなったので、至急混信を止めてくれという事態もあります。

今回、仕組みがなるべく事後チェックという希望は我々も理解しています。ただ、混信を至急止めろというときに、せめて事前に関係者が集まって、こういう実験が行われているという情報が共有されていれば、総通局でも、すぐ電波監視車も出せます。なるべく事後チェックに全部回してくれというのは、我々は十分理解してまして、ただ、審査も技適も全部外しますので、事前の連携の相談はしておいてくださいというものでございます。

○原座長代理　事前の協議ではないのではないかと思います。

○野崎課長　連絡体制に関する協議です。

○原座長代理　連絡体制を作りますという規定を置いていただいたらいいし、それから、必要な情報については関係者に通知をするということも、きちんと明確にされたらいいと思うのですけれども、ここで事前の関係機関の協議というのがわざわざ法定されて、そこでまたこれまでのように、場合によってはこれまで以上に時間がかかることになってはいけませんので、そこを明確にしたいと思っています。

○野崎課長　それは時間がかからないように運用していかなければダメだと思いますし、実際と違う出力とか、違う周波数で出すということが起こらないようにしなければなりません。重要無線設備への混信は起こる前に対処しないとダメなのですが、この制度を円滑に運用していくためにも、そういう連携体制を構築しておいて欲しいというものでございます。

○原座長代理　条文の書き方の問題になるかもしれないのですけれども、少なくとも、関係機関への協議というのが法律上の規定として出てくるというのは、今のお話を伺っても、何を協議するのか。おっしゃられている趣旨からすれば、別に通知をするとか連絡体制をきちんと作るということを明確にされれば済むことではないかと思いました。

もし、ほかに論点があれば、ざっと言っておいていただいて、その上でまた戻って議論できたらいいかと思います。

○久保参与　細かいのですけれども、（９）の附則については、実証事業の結果を踏まえて、成果の活用に向けてとされておりまして、これは活用というよりは、実証事業の結果を踏まえたものなので、そこで一定の結果が出ているのであれば、活用を越えて、

実用化も念頭に置いて記載をするのはいかがでしょうかというのが一つ。

あと、速やかに必要な措置を講ずるよう努めるものとするというように、かなり持って回ったような言い方になっておりますけれども、そもそも速やかにという形で、義務規定というよりは努力規定のようなものだと思いますので、努めるという文言は外していただいて、講ずるものとするとか、そのような記載ぶりも御検討いただければと思います。

○野崎課長 ここについては、当該地域でそういう周波数が使えたとしても、他の地域で使えない場合も当然あります。したがって、実用化も含めて、広い意味で活用という言葉を使わせてもらっています。努めるというのは、まさに昨年、電波の制度化に向けた技術基準を作るための試験事務について、行政事業レビューで、予算についても指摘を受けているので、総務省だけの判断で難しいところもあるので、特に予算面とか、制度整備のためのものを含めて、努めるとしております。

○原座長代理 あと何かありますか。いいですか。

そうしたら、それ以外にも事務的にまたコメントを申し上げるところがあるかと思えますけれども、今日の委員会、このワーキングの中ではよろしいですね。

それでしたら、とりあえず私からは、(3)の関係機関の協議のところはよく分かりませんということで一旦、お戻しします。

○八田座長 岸委員、いかがですか。

○岸委員 私も、一番気になったのは(3)のところなのですが、確認になるのですが、(2)と(4)の違いがまだよく分からなくて、つまり(2)で、区域計画にある程度の周波数なり無線局の運用・管理体制と書きますね。区域計画に書いた後、(4)で実施主体は、免許のみなし後、技術情報に係る事項を記載した書類を総務大臣に提出するとあるのですけれども、(2)で記載する内容と(4)で総務大臣に提出する内容は、大幅に違うことになるのですか。

○野崎課長 (2)のところは、例えば電波を出す高さとか方向性とか指向性とか、区域計画に全部書いてもらうというのがあるのですが、そういうところまで全部書くのではなく、主な周波数とか運用時間とか設置場所のようなものを区域計画で出させていただいて、その後、どちらの方角に向けて出すかとか、どういう高さから出すかなどについては、別途、総務省のほうで、混信検討が必要であれば提出をお願いすると分けているものがございます。

○岸委員 なるほど。

(3)の関係機関の協議に関しては、先ほどおっしゃったことから言えば、連絡体制とかそういったものぐらいになるということですね。

○野崎課長 混信が起きた場合の連絡体制などです。

○岸委員 (4)でだいぶ詳しい内容を総務大臣に出すのならば、協議という強い言葉を使わないでも、具体的にどういったことを情報共有するということを書けば、(4)の総務大臣に提出したものと、(3)で連絡協議体制があれば、ある程度はカバーできるのか

なという感じがするのですけれども、（３）は協議という言葉を使わないとまずいのですか。

○野崎課長 協議という文言自体は法令の用語なので、そこはまた御相談させていただくとして、我々が心配しているのは、そのエリアでどういう人が電波を使っているかを総務省が全部チェックできるかということで、とても事前にはチェックできない。そういう意味で、（４）の方でそういう混信検討はしますが、地元でも自治体の人を含めて、混信が起こらないかとか、そういう連絡体制はしっかり作っておいてほしいというものです。

○八田座長 よろしいですか。

○原座長代理 もう一つ質問は、最初に申し上げたような、実態としてこれまで事前調整に半年とか1年とかかかると言われていましたというのが、今回のプロセスで何週間ぐらいになるでしょうか。

○野崎課長 そこは我々もよく確認しないとダメなのですけれども、今回の場合はみなしになっています。ですので、地元で確認をしておいてもらえれば、総務省に同意が求められたときも、地元できちんと周知されているのだとか、自治体の人も把握しているのだとか、事前に地元で連絡体制も調整できているということであれば、そこは加速化できます。具体的に、例えば、今でも、即日免許ということで告示は作っていますので、通例のあまり混信が起きないようなものは、そういう検討も不要ですし、そこは極めて迅速にできると思います。

何日かと言われると、なかなか具体的には難しいです。

○原座長代理 わかりました。

事前の色々な関係機関を回ったりとかというのは、自治体と関係事業者の頑張り次第で、頑張れば早くできる。

前の議論のときに申し上げたように、アメリカで2週間といった例も参考にしながら、私たちは検討できればと思っていますけれども、例えば、事前のプロセスでは2週間以内で、その後、区域計画の認定のプロセスは特区諮問会議をやらなければいけないので、そこで2週間とか3週間とかかかってしまうことはありますが、少なくともそれぐらいのレンジの中で収まり得る制度だということを私たちは説明していけると思ってもよろしいのでしょうか。

○野崎課長 そこをどのように説明していただくかは、相談します。

ただ、趣旨はよくわかっています。我々もそこは幹部以下、前向きに、とにかく迅速化するスキームということをやっています。ただ、心配なのは、フェイクデータ問題は、今、世界中で問題になっているので、こういう実験が行われていると事前に地元で周知してもらって、全然違う電波が入っているみたいなきに、おかしいのではないかということを経験するためにも、法制度を円滑に立ち上げるためにも、最低限の事前プロセスは必要なのではないかということをございます。

○原座長代理 よく分かりました。

事前のところ、問題がなければ1カ月といった言い方をするのか、そこは言い方も含めて、また引き続き御相談させていただければと思います。私たちはできるだけそのところを明確にしていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○久保参与 (3) なのですからけれども、文言的には関係機関は協議となっております、協議というと、協議の対象がいたずらに膨れ上がりがちな印象がありまして、その文言の前に、あくまで適正な実施の確保のための連携について協議するとありますので、実際、今のお話をお伺いしますと、そこで行うこととしては、総務省以外にも、例えば、内閣府なり事業実施者なりの連絡体制の構築と、あとは地元というか関係者への周知という2点に集約されるのかなと思いますので、協議というあやふやな文言を使うよりは、むしろ連絡体制の構築と周知を図るといったことで文言としては書いていただければと思います。

○野崎課長 いっぱいのプレイヤーが入るのではなくて、基本的には総合通信局と実験実施者と自治体で、例えば、自治体が、あそこの近くに病院があるとか工場があるという場合はお声掛けいただくとか、自治体も、どこまで関係者がいるか分からない場合は、例えば、ホームページに載せて、関心がある人は集まっていたいて、こういうスペックでやるので大丈夫ですかという確認と、何か起きたときはこの緊急電話番号に連絡してくださいとか、そういう確認と連絡を行うためのものです。会議自体は1回とか2回で、集まってきた関係者の方に確認し、連絡体制を作るようなイメージでございます。

○岸委員 それを、協議という言葉を使わないで法律上、うまく具体的に書けませんか。そのほうが、民間の側からすれば予見可能性が高まると思うのです。

○野崎課長 そこは工夫してみます。

○八田座長 よろしいですか。

どうもありがとうございました。非常に前向きに進んだと思います。

総務省の御心配というのは、フェイクデータと、実際に事故が起きたときには、事後処理では間に合わないだろうということだろうと思うのです。

フェイクデータは何とかなければいけないわけですが、事後的に、すぐにチェックするということはできないのでしょうか。実証をどこでやるかは分かっているわけですから、元々事前に提出されたデータと違ったことをやっているかどうかを、今まで事前にチェックしていたのでしょうかけれども、それを事後的にチェックすることはできないのでしょうか。

○野崎課長 方法としてあるのは、事後的にチェックする場合だと、例えば、大企業あるいは地元の大学とかだと、当然、ある程度信頼性はあるので、そこまでは対応は必要ないかもしれませんが、例えば、外資系、外資系が悪いというわけではないのですけれども、ちょっとよく分からない企業がここで実験をやりたいと言ったときに、そういう意味で連携体制が重要なのです。地元で確認して、全然知らないようなところが実験を始めるときは、連携体制の構築を通じて総務省の施設とか設備を使ってチェックもできます。

○八田座長 他の委員の方は別な考えがあるかもしれませんが、私はそれを事後に

すぐやればいいのかと思ったのです。データは事前に出してもらって、そして実際のチェックは事後にやることにすれば、随分プロセスが早くなると思うのです。

いい加減なところみたいだから最初にきちんとやらせるというよりは、事後的にさっと行けばいいのではないかと思います。

○野崎課長 おっしゃるとおりで、ただ、人員と監視車とか監視設備の数が足りなくて、これからオリンピックで色々なものが外国から入ってくるので、監視対策等をしないといけないですし、一つ監視設備の特徴として、技術的にまだ高い周波数は監視できないので、3 GHz以上は監視できないという課題があります。スタッフとか機材の数とかそういう限定があるので、この制度で、1カ所か2カ所であればそういう対応もできますが、かなり増えてくると、セレクトして対応する必要が出てきます。

○八田座長 これも今後の課題かと思えますけれども、その理由は分かると思うのです。ものすごくお金がかかるのならば、予算が付くまで待つ。それで、1、2件ということはないでしょうけれども、1桁ぐらいのところはさっさとやって、事後チェックをする。それ以上やるところに資源がないのならば、なるべく資源を付けるようにする。しかし、それは何らかの形の事前チェックに回すということは、私はあり得るのではないかと思います。お金の問題ですね。

大体よろしいですか。

そうしたら、今の議論で、(3)のところに関する文言を事務局とも御検討いただきたいのと、(9)についても御検討いただければと思います。

今日は随分前向きな方向性を出していただきまして、ありがとうございました。